

2024.10.25 (金)
14:00~15:30

オンライン配信

子供用特定製品
(イメージ)

製品安全法令改正の説明会

「消費生活用製品安全法」「電気用品安全法」「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の4法

【実施日時】2024年10月25日(金) 14:00~15:30 ※Teamsによるオンライン配信

【プログラム】インターネット取引の拡大や、こども向け製品での安全確保のための法改正の概要
【講師】経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課 (担当者)

本年6月に成立・公布され、2025年12月頃に施行(運用開始)予定の「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」に関して、改正概要と関係事業者に留意いただく点をお伝えします。(質疑応答あり)

【対象】近畿経済産業局管内の関係事業者の方 (特に、以下の①~④の事業者の方)
①海外事業者(海外製の消費生活用製品をオンラインモール等を介して国内消費者に販売する方)
②国内管理人(海外事業者における日本国内での責任者)の業務に関心のある方
③子供向け製品(低年齢層向けの玩具等)の製造・輸入事業者
④同製品の中古品販売事業者

【申込方法】申込みフォームから、必要事項を記入の上、お申し込み下さい。締切:10月22日(火)
なお、「申込み完了メール」が届かない場合は、【お問合せ先】までご連絡ください。
事前質問も申込フォーム内で承っております。

【参加方法】当日はMicrosoft社のTeamsによるオンライン配信を行います。
「申込完了メール」に招待URLを記載しております。開催日時になりましたら当該URLから
ご参加ください。なお、カメラ・マイクのオフ設定にご協力ください。
(通送料はご参加者様のご負担となります。講演の撮影、録音や録画はご遠慮ください。)

製品安全法令
改正関連資料



申込みフォーム

